

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(株) 稲葉組	大阪府泉南市樽井1-9-4

2. 指名停止措置期間

平成25年 4月19日 から 平成25年 7月18日 3ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株)稲葉組が平成21年、平成22年及び平成23年の9月30日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、その添付書類に架空の建設工事及び雇用関係にない者を記載し、その申請により得た経営事項審査結果を公共工事の発注者である大阪府に提出し、大阪府がその結果を入札参加資格審査に用いることとなったことが、建設業法第28条第1項本文及び第3項に該当するとして、平成24年10月5日、許可行政庁(大阪府)から監督処分(指示処分及び60日間の営業停止処分)を受けたもの。

5. 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止3ヶ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)